

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年5月28日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

(別紙)

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 後藤 清喜

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象施設等

執行期日	対象施設	説明者	立会者
令和2年 5月1日	名足小学校	校長、教頭、事務職員	教育総務課長補佐、総務管理係職員
	伊里前小学校	校長、事務職員	教育総務課長補佐、総務管理係職員
	歌津中学校	校長、教務主任、事務職員	教育総務課長補佐、総務管理係職員
令和2年 5月8日	志津川公民館	館長、主幹兼主任	生涯学習課長補佐
	図書館	館長、主幹兼主任	生涯学習課長補佐
	戸倉公民館	館長、主幹兼主任	生涯学習課長補佐
	自然環境活用センター	所長、主任	農林水産課長補佐

(2) 監査の対象とした事項

学校及び公民館等における施設管理、備品管理の状況

(3) 監査の実施方法

監査委員監査

ア 学校長及び公民館長等から施設経営状況について聴取した。

イ 所管課職員から施設整備状況について聴取した。

ウ 施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回して確認した。

(4) 監査の着眼点

施設管理、備品管理は、適正に行われているか。

第3 監査の結果

監査対象とした学校及び公民館等における施設管理、備品管理については、適正になされているものと認められた。

第4 結び

今回の監査は、各対象施設における施設管理、備品管理の状況を確認するため実施したものである。

全般的には、監査の結果に記載したとおり、適正な施設管理、備品管理がなされているものと認められた。

今後も、安全性を考慮した施設及び備品の適正な維持管理に、一層意を用いられることを望み、結びとする。